議事要旨(3)企業会計基準適用指針「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理（案）」について

石川研究員より、審議事項(3)と現金の組合せである場合の発行者側の会計処理に関するこれまでの検討状況及び本件に関連する米国EITFにおける審議の動向についての説明が行われた。説明の概要は、以下のとおりである。

また、本適用指針については、これまでの審議の経緯を踏まえ、近いうちに最終公表のための議決を行う方向で対応を進めることとされた。

1．検討状況

本件に関する論点は「自社の株式の市場価格が転換価格を上回る場合」のみであり、この場合の会計処理について、これまでの企業会計基準委員会及び合同専門委員会では以下の内容で概ね合意されている。

（1） 発行時に一括法を採用しているときは、時価（すなわち、対価となる自社の株式の時価と取得したCBの時価から対価となる現金の額を控除した額とのうち、より高い信頼性をもって測定可能な金額と、対価となる現金の額の合計額）に基づき、自己社債の取得に準じて処理する。

（2） 上記（1）を原則としつつも、次のすべてを満たす場合には、CBに付された新株予約権が行使されたときに準じて処理する（一括法)。

① 取得条項に基づく取得の対価の金額は、当該取得条項に基づき、当該CBに付された新株予約権の目的である自社の株式数に基づき算定された時価であること

② 当該取得条項に基づいて取得した際に消却することが募集事項等に示されており、かつ、当該取得条項に基づき取得と同時に消却が行われていること

③ 現金の交付がすべて社債部分の償還に充てられ、自社の株式の交付がすべて新株予約権部分の取得に充てられるように、現金と自社の株式を対価とする部分について、それぞれがあらかじめ明確にされ、これらが経済的に合理的な額と乖離していないこと

2． 米国EITFにおける審議の動向

今般、上記1（2）の処理を検討するにあたって、米国における取得条項付のCBに類似した商品（EITF90-19のInstrument C）の処理を参照していたが、これに関する改正案がEITFで提示されており、実質的な議論が3月に開始された（次回は6月）。

ここで議論されようとしているのは、これまで一括法で処理することとしていたものを区分法で処理することにしようとするものである。しかしながら、そもそも当該EITFで対象としているものと我が国の取得条項付CBとでは、商品性が異なるという事情があるうえに、これまでASBJで論点としていた取得時の処理を時価で行うか、簿価で行うかという部分についての改正は行われないようである。

なお、委員等から、取得条項付のCBに係る取得の対価が現金のみである場合の発行者側の会計処理について、デリバティブの処理との関係に関する質問があった。

以　上

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。